

議案第 86 号

那須地区広域行政事務組合同規約の一部変更に伴う協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、那須地区広域行政事務組合同規約の一部変更に伴う協議のため、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 4 日提出

大田原市長 津久井 富雄

那須地区広域行政事務組合同規約の変更に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、那須地区広域行政事務組合の共同処理する事務を変更し、同組合の規約を別紙のとおり変更することについて協議する。

平成29年 月 日

大 田 原 市 長 津 久 井 富 雄

那 須 塩 原 市 長 君 島 寛

那 須 町 長 高 久 勝

那須地区広域行政事務組合同規約の一部を変更する規約

那須地区広域行政事務組合同規約（昭和36年県指令地第237号）の一部を次のように変更する。

第3条第13号中「設置、管理運営及び廃止（民営化及び財産の譲与に関する事務を含む。）」を「財産の譲受人に対する補助金の交付」に改める。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。